



三重県公報

令和8年4月14日 (火)

第 710 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
252	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
253	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
254	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(漁政課)	3
255	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
256	同件	(同)	5
257	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更	(同)	6
258	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	7
259	同件	(同)	7
260	同件	(同)	8
261	同件	(同)	8
262	同件	(同)	8
263	同件	(同)	9
病院事業庁告示			
4	地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(病院事業庁)	9
公 告			
	令和8年度狩猟免許試験の実施	(獣害対策課)	9
	令和8年度狩猟免許更新講習会及び適性検査の実施	(同)	11
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	12
	同件	(同)	13
	同件	(同)	13
	同件	(同)	13
	同件	(同)	13
特定調達公告			
	落札者を決定した旨	(施設災害対策課)	13
	一般競争入札を行う旨	(警察本部)	14

告 示

三重県告示第 252 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 4 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470803178	合同会社HARU	三重県伊勢市村松町3930	合同会社HARU	令和 8 年 4 月 1 日	訪問介護
2470803186	ヘルパーステーショントゥモロー	三重県伊勢市御菌町新開 552 番地 2 コーポブリジ 203 号室	合同会社ワンプレート	令和 8 年 4 月 1 日	訪問介護
2470102860	アクア桑名訪問介護	三重県桑名市大字桑部 1465 番地 2	株式会社スタッフシュウエイ	令和 8 年 4 月 1 日	訪問介護
2471400966	訪問介護事業所えんむすび	三重県いなべ市藤原町本郷 836 番地	特定非営利活動法人快生教学会	令和 8 年 4 月 1 日	訪問介護
2471201596	ヘルパーステーションむすび	三重県伊賀市阿保 1365 番地 2	合同会社むすび	令和 8 年 4 月 1 日	訪問介護
2471301693	ヘルパーステーション そよ風	三重県名張市夏見 2859-1 マグライフビルD	Grooove株式会社	令和 8 年 4 月 1 日	訪問介護
2461290229	訪問看護ステーションななおと	三重県伊賀市柘植町 2193 番地	株式会社ななおと	令和 8 年 4 月 1 日	訪問看護
2460190438	アクア桑名訪問看護	三重県桑名市大字桑部 1465 番地 2	株式会社スタッフシュウエイ	令和 8 年 4 月 1 日	訪問看護
2460290774	訪問看護ステーションはっち	三重県四日市市平尾町 3553-1	株式会社HACCHI SMILE	令和 8 年 4 月 1 日	訪問看護
2460590694	訪問看護ステーションLaugh	三重県津市久居小野辺町 1704 番地 1 ハイツイエパーグリーン久居 A 107	株式会社メディカルハート	令和 8 年 4 月 1 日	訪問看護
2470206745	デイサービス すこやかテラス	三重県四日市市生桑町 655-1	株式会社有隣会	令和 8 年 4 月 1 日	通所介護
2471301701	かんプロ チアCLUB 鴻之台	三重県名張市鴻之台 3 番町 10-2	関西プロパン瓦斯株式会社	令和 8 年 4 月 1 日	通所介護
2471201588	福祉用具レンタル OK屋	三重県伊賀市柘植町 2193 番地	株式会社Restart	令和 8 年 4 月 1 日	福祉用具貸与
2471201588	福祉用具ショップ OK屋	三重県伊賀市柘植町 2193 番地	株式会社Restart	令和 8 年 4 月 1 日	特定福祉用具販売

三重県告示第 253 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 4 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2461290229	訪問看護ステーションななおと	三重県伊賀市柘植町 2193 番地	株式会社ななおと	令和 8 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護
2460590694	訪問看護ステーションLaugh	三重県津市久居小野辺町 1704 番地 1 ハイツイエパ	株式会社メディカルハート	令和 8 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護

		ーグリーン久居A107			
2471201588	福祉用具レンタル OK 屋	三重県伊賀市柘植町 2193 番地	株式会社 R e . s t a r t	令和 8 年 4 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
2471201588	福祉用具ショップ OK 屋	三重県伊賀市柘植町 2193 番地	株式会社 R e . s t a r t	令和 8 年 4 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売

三重県告示第 254 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
東日本信用漁業協同組合連合会三重支店
三重県津市広明町 323 番地の 1
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
沿岸漁業改善資金事務委託
- 3 指定をした日
令和 7 年 3 月 3 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 3 月 30 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 255 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）アクロスプラザ四日市
四日市市大字東阿倉川字岡山 43 番 9
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目 3 番 21 号	伊藤 光博

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目 2 番 15 号	田中 純一
未定	-	-

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 8 年 11 月 20 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,100 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位置
駐車場	150 台	縦覧による
合計	150 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場①	18 台	縦覧による
駐輪場②	18 台	縦覧による
駐輪場③	53 台	縦覧による
合計	89 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設①	96 m ²	縦覧による
荷さばき施設②	27 m ²	縦覧による
荷さばき施設③	40 m ²	縦覧による
合計	163 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物等保管施設	容量	位置
廃棄物等保管施設①	7.94 m ³	縦覧による
廃棄物等保管施設②	21.93 m ³	縦覧による
廃棄物等保管施設③	5.05 m ³	縦覧による
合計	34.92 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ東海株式会社	午前 7 時	午後 11 時 30 分
ウエルシア薬局株式会社	午前 8 時	翌午前 0 時
未定	午前 8 時 30 分	午後 10 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 6 時 50 分から翌午前 0 時 30 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位置
駐車場	2 か所	縦覧による
合計	2 か所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設②	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設③	午前 6 時から午前 6 時 50 分まで

7 届出の日

令和 8 年 3 月 19 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年4月14日から同年8月14日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 256 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス相可店

多気郡多気町相可字西畑ケ田 1050-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 8 年 11 月 20 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,414 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	55 台	縦覧による
合 計	55 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	20 台	縦覧による
合 計	20 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	40 m ²	縦覧による
合 計	40 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設①	9.0 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設②	4.5 m ³	縦覧による

合計	13.5 m ²
----	---------------------

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時	午後 9 時 45 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位置
駐車場	2 か所	縦覧による
合計	2 か所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 8 年 3 月 19 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 4 月 14 日から同年 8 月 14 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 257 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン Bブロック

津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場	8 個所	縦覧による

(変更後)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場	7 個所	縦覧による

3 変更年月日

令和8年3月20日

- 4 変更理由
店舗竣工時の安全対策計画変更のため
- 5 届出の日
令和8年3月19日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年4月14日から同年8月14日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第258号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年4月14日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス伊賀上野店
伊賀市服部町字尾崎 1818-20 ほか
- 2 伊賀市から聴取した意見
 - (1) 騒音の発生に係る事項
 - ア 造成工事及び施設建設工事の際、三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号。以下「三重県条例」という。）に基づく特定建設作業を実施する場合は、作業を実施する7日前までに届出を行うこと。
 - イ 三重県条例に基づく指定施設を設置する場合は、設置工事の30日前までに届出を行うこと。
 - ウ 従業員や商品等運搬車両をはじめ、来店客に対しても不要なアイドリングを行わないよう、看板等を設置して啓発を行い、車両から発生する騒音等の環境負荷低減に努めること。
 - エ 近隣住民から、汚水処理に係る臭いについて心配する声もあるので、設置した浄化槽の適正管理に努めること。
 - (2) 廃棄物に係る事項
 - ア 廃棄物保管時やごみ搬出時等の飛散、悪臭防止に留意すること。
 - イ 適切に運搬、処理を行うこと。
 - ウ 可能な限り資源としてリサイクルに努めること。
 - (3) その他の事項
工事期間中、工事車両の出入りにより、前面の市道に土砂等を持ち出さないよう注意すること。路面を汚損した場合は、清掃を行うこと。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年4月14日から同年5月14日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第259号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年4月14日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
Aコープ楠店
四日市市楠町北五味塚字塩役 1465-1 ほか9筆

- 2 四日市市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年4月14日から同年5月14日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 260 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年4月14日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エーコープ青山店
伊賀市阿保464番地 ほか
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年4月14日から同年5月14日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 261 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により菰野町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年4月14日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアゴ菰野店
三重郡菰野町大字竹成字高原3998番地7 ほか30筆
- 2 菰野町から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年4月14日から同年5月14日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 262 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年4月14日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ伊勢店
伊勢市中須町627-3
- 2 伊勢市から聴取した意見
意見なし

- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年4月14日から同年5月14日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 263 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGA ドン・キホーテ四日市店
四日市市西日野町字八幡 1608 番地 1 ほか 23 筆
- 2 四日市市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 4 月 14 日から同年 5 月 14 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

病院事業庁告示

三重県病院事業庁告示第 4 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 4 月 14 日

三重県病院事業庁長 野 口 慎 次

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社エヌジェーシー第 2 事業部名古屋支社
愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目 6 番 23 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
使用料及び手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 31 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」といいます。）第 41 条の規定により、令和 8 年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

令和 8 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 狩猟免許試験を行う日時、場所、試験種目及び申請書の受付期限

実施日時	会場	試験種目	申請書の受付期限	定員
令和8年7月14日(火) 9時50分～17時 受付は9時15分から	三重県庁講堂 (吉田山会館) 津市広明町13	網猟 わな猟 第1種銃猟 第2種銃猟	令和8年7月7日(火)の 17時まで	110名程度
令和8年8月1日(土) 9時50分～17時 受付は9時15分から	三重県農業大学校 松阪市嬉野川北町530		令和8年7月24日(金)の 17時まで	100名程度
令和8年8月30日(日) 9時50分～17時 受付は9時15分から	三重県農業大学校 松阪市嬉野川北町530		令和8年8月21日(金)の 17時まで	100名程度

各受験日の受付期限までに定員に達した場合は、希望日での受付ができない場合があります。

2 免許試験を受けることができる者

三重県内に住所を有する者で法第40条各号のいずれにも該当しないものとします。

3 受験手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書

必要事項を記載し持参、郵送又は三重県電子申請・届出システムにて提出してください。

イ 受験票

紙申請の場合、必要事項を記入し、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚を貼り付けてください。写真データの貼付も可です。この場合、写真裏面への記載は不要です。

電子申請の場合、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の写真画像データを添付してください。

ウ 医師の診断書等

法第40条第2号から第4号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書を提出してください。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能とします。

電子申請の場合、医師の診断書については電子データを添付するとともに、郵送又は持参により原本を提出することが必要です。

エ 住民票抄本(現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、必要ありません。)

(2) 受験手数料

受験しようとする狩猟免許1種類につき、5,200円(現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、3,900円)

紙申請の場合、三重県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けてください。

電子申請の場合、三重県からの案内メールに従い、クレジットカードのみで支払いをしてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林(水産)事務所で受け付けますので、(1)の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

4 試験科目

(1) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識

(2) 適性試験

視力、聴力及び運動能力

(3) 技能試験((1)及び(2)の合格者に対して行います。)

猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測(網猟免許及びわな猟免許受験者は、距離の目測を除きます。)

5 試験科目の一部免除

狩猟免許を現に受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除しま

す。

6 合格者の発表

技能試験終了後、5日以内に合格者の受験番号を県庁掲示板及び三重県庁ホームページに掲載するとともに、掲示後速やかに受験者に合否等を郵送で通知します。

7 その他

- (1) 狩猟免許申請書及び受験票の用紙は、各農林（水産）事務所で交付するものを使用してください。
- (2) その他狩猟免許試験の詳細については、各農林（水産）事務所又は三重県農林水産部獣害対策課へ問い合わせてください。
- (3) 試験当日は、筆記用具を持参するとともに、運動のできる服装で来てください（三重県農業大学校校舎内は土足禁止です。スリッパ又は上履きをご持参ください。）。
- (4) 災害等の影響により、急きょ開催日時の変更又は中止とさせていただきます。開催日時の変更又は中止をする場合は、開催前日（緊急時を除きます。）までに、三重県ホームページでお知らせします。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、令和8年度狩猟免許更新講習会及び適性検査を次のとおり実施します。

令和8年4月14日

三重県知事 一見勝之

1 日時、対象者、場所及び申請書の受付期限

開催年月日 及び受付時間	主たる対象者 (居住する住所地)	会 場	申請書受付期限
令和8年6月16日(火) 受付12時30分～13時	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、 木曾岬町、東員町、菰野町、 朝日町、川越町	いなべ市役所 シビックコ ア棟 2階研修室2、3、4 いなべ市北勢町阿下喜31番 地	令和8年6月5日(金)の17 時まで
令和8年6月23日(火) 受付8時30分～9時	松阪市、多気町、 明和町、大台町	県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町138	令和8年6月12日(金)の 17時まで
令和8年6月25日(木) 受付8時30分～9時	伊賀市、名張市	県伊賀庁舎 7階大会議室 伊賀市四十九町2802	令和8年6月15日(月)の 17時まで
令和8年6月26日(金) 受付8時30分～9時	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、大紀町、 南伊勢町	県伊勢庁舎 4階401、402会議室 伊勢市勢田町628番地2	令和8年6月16日(火)の 17時まで
令和8年6月30日(火) 受付12時30分～13時	津市	県津庁舎 6階大会議室 津市桜橋3丁目446-34	令和8年6月19日(金)の 17時まで
令和8年7月12日(日) 受付12時30分～13時	熊野市、御浜町、紀宝町	県熊野庁舎 5階大会議室 熊野市井戸町371	令和8年7月2日(木)の17 時まで
令和8年7月15日(水) 受付12時30分～13時	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、 木曾岬町、東員町、菰野町、 朝日町、川越町	県四日市庁舎 6階大会議室 四日市市新正4-21-5	令和8年7月3日(金)の17 時まで
令和8年7月16日(木) 受付8時30分～9時	松阪市、多気町、 明和町、大台町	県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町138	令和8年7月6日(月)の17 時まで
令和8年7月17日(金) 受付8時30分～9時	尾鷲市、紀北町	県尾鷲庁舎 5階大会議室(八鬼山ルーム) 尾鷲市坂場西町1-1	令和8年7月7日(火)の17 時まで
令和8年7月29日(水) 受付12時30分～13時	熊野市、御浜町、紀宝町	御浜町役場 3階くろしおホール 御浜町阿田和6120-1	令和8年7月17日(金)の 17時まで
令和8年8月2日(日) 受付8時30分～9時	伊賀市、名張市	県伊賀庁舎 7階大会議室 伊賀市四十九町2802	令和8年7月23日(木)の 17時まで
令和8年8月7日(金) 受付12時30分～13時	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、大紀町、	県伊勢庁舎 4階401、402会議室	令和8年7月28日(火)の 17時まで

	南伊勢町	伊勢市勢田町 628 番地 2	
令和 8 年 8 月 10 日 (月) 受付 12 時 30 分～13 時	津市	県津庁舎 6 階大会議室 津市桜橋 3 丁目 446-34	令和 8 年 7 月 31 日(金)の 17 時まで
令和 8 年 8 月 22 日 (土) 受付 9 時 00 分～9 時	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、 木曾岬町、東員町、菰野町、 朝日町、川越町	県鈴鹿庁舎 4 階第 46 会議室 鈴鹿市西条 5 丁目 117	令和 8 年 8 月 12 日(水)の 17 時まで
令和 8 年 8 月 22 日 (土) 受付 12 時 30 分～13 時	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、大紀町、 南伊勢町	県伊勢庁舎 4 階 401、402 会議室 伊勢市勢田町 628 番地 2	令和 8 年 8 月 12 日(水)の 17 時まで

原則上表の日程で受検してください。やむを得ずどの日程でも受検できない場合、下記の日時で更新講習会及び適性検査を実施しますので、申請先の農林（水産）事務所にご相談ください。

令和 8 年 9 月 14 日 (月) 受付 12 時 30 分～13 時	県全域	県津庁舎 6 階 63 会議室 津市桜橋 3 丁目 446-34	令和 8 年 9 月 11 日(金)の 12 時まで
--	-----	--	-------------------------------

2 受講及び受検対象者

令和 8 年 9 月 14 日まで有効の狩猟免許を持っている者（令和 5 年度に狩猟免許を受けた者又は更新した者）で、狩猟免許の更新を受けようとするものとします。ただし、種類及び有効期間が満了する日の異なる 2 以上の狩猟免許を受けている者が当該狩猟免許の更新を受けようとする場合にあっては、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が満了した日の翌日において当該有効期間が満了した狩猟免許及び当該有効期間が満了した狩猟免許以外の種類の狩猟免許を更新することができます。

3 受講及び受検の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

イ 狩猟免許更新講習及び適性検査受検票

必要事項を記入し、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0 cm、横の長さ 2.4 cm の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚を貼り付けてください。写真データの貼付も可です。この場合、写真裏面への記載は不要です。

ウ 医師の診断書等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書を提出してください。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあっては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能とします。

(2) 受講及び受検手数料

更新しようとする狩猟免許 1 件につき、2,900 円分の三重県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林（水産）事務所で受け付けますので、(1)の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

4 講習科目及び適性検査の内容

(1) 講習科目

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別、鳥獣の保護管理及び猟具の取扱い

(2) 適性検査

視力、聴力及び運動能力の検査

5 その他留意事項

災害等の影響により、急きょ開催日時の変更又は中止とさせていただきます場合があります。開催日時の変更又は中止をする場合は、開催前日（緊急時を除きます。）までに、三重県ホームページでお知らせします。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 3 月 17 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 8 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（路線測量）

2 作業地域

四日市市大字塩浜、同市北小松町、同市南小松町、松阪市嬉野下之庄町、同市嬉野中川町、同市早馬瀬町及び伊勢市川端町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 3 月 19 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和 8 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量及びグリッドデータ作成等）

2 作業地域

伊勢市の一部、松阪市の一部、多気郡多気町の一部、同郡大台町の一部、度会郡玉城町の一部及び同郡大紀町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 8 月 29 日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

度会郡度会町大野木

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 3 月 19 日に終了した旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業地域

南牟婁郡御浜町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 3 月 27 日に終了した旨、亀山市長から通知がありました。

令和 8 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（道路台帳補正業務）

2 作業地域

亀山市全域

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県水防警報支援システム開発・運用保守業務委託 |
| 2 | 担当部局 | 三重県津市広明町 13 番地
三重県県土整備部施設災害対策課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和 8 年 3 月 26 日 |
| 4 | 落札者 | 三重県津市広明町 112 番地の 5
株式会社建設技術研究所 三重事務所 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 28,800,000 円
契約金額 31,680,000 円 |
| 6 | 決定手続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 令和 8 年 1 月 30 日 |

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 14 日

三重県警察本部長 谷 井 義 正

- 1 入札に付する事項
 - (1) 賃貸借物品及び数量
有害イオン検査システム賃貸借 1 式
 - (2) 契約の特質等
賃貸借物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 契約期間等
 - ア 契約期間
契約締結日から令和 15 年 12 月 31 日（土）まで
 - イ 賃貸借期間
令和 9 年 1 月 1 日（金）から令和 15 年 12 月 31 日（土）まで
 - (4) 履行場所（納入場所）
三重県津市鳥居町 125 番地 科学捜査研究所棟
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和 8 年 6

月 11 日（木）10 時までには、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)、(4)(最終版)及び(5)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (4) 機器等リスト（別記様式 2）
 - (5) 明細書
- ※ 内容については、予算の範囲内で協議することとします。

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 野口
電話 059-222-0110（内線）2263 ファクシミリ 059-226-9917
- (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和 8 年 6 月 19 日（金）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合
令和 8 年 6 月 15 日（月）17 時までには本システム上で通知を行います。
イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合
令和 8 年 6 月 15 日（月）17 時までには通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和 8 年 6 月 19 日（金）14 時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和 8 年 6 月 19 日（金）14 時まで
なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。
※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。
送付先
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地
宛 先 津塔世橋郵便局留め
受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係
案件名 有害イオン検査システム貸借入札書在中
- (7) 開札の日時及び場所
日時 令和 8 年 6 月 19 日（金）14 時 10 分
場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課
- (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Analysis system of inorganic and volatile substances

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, June 19, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Friday, June 19, 2026.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Friday, June 19, 2026.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT. 2263)

FAX:059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
